

お客さま各位

インボイス制度における当金庫の対応について

平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和5年10月1日から開始されますので、当金庫の登録番号及びインボイス対応の概要をお知らせいたします。

1.当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録年月日	令和5年10月1日
登録番号	T6210005000340
名称	福井信用金庫
本店又は主たる事業所の所在地	福井県福井市田原2丁目3番1号

2.当金庫のインボイス対応の概要について

(1)営業店窓口でお支払いいただいた手数料について

営業店窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」「振込金受取書」もしくは「インボイス管理票(※手数料取引等が記載された帳票)」等を発行いたします。

なお、お手元に「振込依頼書」を保管していただいているお客さまにつきましては、しばらくの間、ご利用の際にインボイス制度の要件を満たすよう補完することで対応させていただきます。

(2)営業店窓口以外(口座振替等)でお支払いいただいた手数料について

口座振替等でお支払いいただいた各種手数料については、お申し出いただければ「インボイス管理票」をお渡しいたします。また、ご希望のお客さま向けにインボイス管理票を定期的にご郵送いたします。

なお、ご郵送をご希望のお客さまは所定のお手続きが必要となりますので、各営業店窓口もしくは営業担当者までお申し出ください。

(※)お客さまのご希望月(1カ月間隔、3カ月間隔、6カ月間隔、12カ月間隔)に手数料無料でご郵送いたします。

(3)ATMでのお取引について

ATMでのお取引については、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例の対象」となりますので、インボイスは発行いたしません。

(お客さまがATMで発行される「お取扱明細票・ご利用明細」等を保存することで消費税仕入控除を受けることが可能となります。)

以上